

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月14日
【中間会計期間】	第69期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 溝呂木 齊
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 関家 圭三
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 関家 圭三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第67期中	第68期中	第69期中	第67期	第68期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（百万円）	28,868	39,825	46,140	68,885	86,160
経常利益（百万円）	4,828	9,513	11,031	14,410	19,667
中間（当期）純利益（百万円）	2,295	5,559	6,201	8,230	10,936
純資産額（百万円）	57,294	77,120	86,675	70,276	81,823
総資産額（百万円）	86,473	104,652	117,606	99,318	113,791
1株当たり純資産額（円）	1,780.76	2,259.47	2,532.45	2,091.66	2,393.27
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	71.33	163.97	182.51	252.82	322.32
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益金額（円）	71.26	163.45	181.98	251.85	321.22
自己資本比率（%）	66.3	73.3	73.2	70.8	71.5
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	3,734	4,407	3,333	12,322	13,194
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△1,400	△3,714	△6,062	△4,409	△8,952
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△2,601	△1,529	△1,879	△3,031	△2,428
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高（百万円）	16,728	21,255	19,488	22,003	24,045
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕（人）	1,693 〔679〕	1,816 〔755〕	2,178 〔861〕	1,721 〔692〕	2,012 〔794〕

(注) 1. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

2. 第68期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第67期中	第68期中	第69期中	第67期	第68期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（百万円）	23,161	33,051	36,606	55,668	70,832
経常利益（百万円）	4,339	9,227	9,138	13,329	19,038
中間（当期）純利益（百万円）	2,366	5,633	4,904	8,272	10,761
資本金（百万円）	9,885	14,392	14,510	13,412	14,485
発行済株式総数（千株）	32,180	33,946	33,992	33,562	33,982
純資産額（百万円）	54,692	73,531	81,159	67,265	77,695
総資産額（百万円）	79,696	96,687	107,912	91,727	104,162
1株当たり純資産額（円）	1,699.89	2,166.35	2,384.49	2,001.92	2,285.02
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	73.54	166.16	144.34	254.14	317.18
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益金額（円）	73.46	165.63	143.92	253.17	316.10
1株当たり配当額(円)	15.00	30.00	35.00	50.00	75.00
自己資本比率（%）	68.6	76.0	75.1	73.3	74.5
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕（人）	1,261 〔583〕	1,310 〔653〕	1,453 〔737〕	1,259 〔598〕	1,319 〔663〕

(注) 1. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

2. 第68期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3. 第68期の1株当たり配当額75円には、創立70周年記念配当10円を含んでおります。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD.	中華民国 (台湾)	30百万NT\$	電子業界関連製品事業	100.0	当社製品の販売 及び保守サービス

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
電子業界関連製品事業	1,873 [705]
産業用研削製品事業	105 [78]
その他事業	24 [5]
全社（共通）	176 [73]
合計	2,178 [861]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員及びパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,453 [737]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員及びパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
3. 当中間会計期間において従業員数が134名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社では、現在労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費が伸び悩みましたが設備投資が引き続き高い水準で行われるなど、底堅く推移しました。米国経済は住宅市場の調整により景気停滞が懸念されましたが、アジアはじめBRICsが高い成長を維持し、また、欧州においても堅調さが持続し、世界経済全般は好調に推移しました。

当社グループの主力である電子業界関連製品事業が対象とする半導体市場においては、メモリ価格の下落の影響などにより市況の悪化が見られましたが、PC・携帯電話等の製品需要は概ね好調に推移しました。

当社グループにおきましては、第1四半期は売上が伸び悩みましたが、第2四半期は過去最高の売上高・受注高となりました。特に国内における素材ウェーハ向け研削装置、電子部品向け切断装置が好調でした。

また、アジア地域におけるパッケージやサブコン向け切断装置の売上が業績を牽引しました。消耗品事業である精密加工ツールは、半導体メーカーによる新設備の増強と半導体生産数量の伸びを受けて、引き続き高い水準で推移しました。

以上のような状況のもと、当社グループは顧客価値向上に取り組むとともに積極的な販売活動を展開した結果、当中間連結会計期間の売上高は461億40百万円（前年同期比15.9%増）、営業利益は110億26百万円（同15.0%増）、経常利益は110億31百万円（同16.0%増）、中間純利益は62億1百万円（同11.6%増）となりました。

また、連結売上高に占める海外売上高の比率は64.9%（前年同期は66.2%）と1.3ポイント減少しました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

#### ①電子業界関連製品事業

当中間連結会計期間は、メモリメーカーの設備投資延期により薄化関連装置は伸び悩みましたが、素材ウェーハ向けグラインダ及び電子部品やパッケージ・シンギュレーション向けダイサを中心に売上が伸びました。

また、精密加工ツールは半導体生産数量の増加に伴い、当中間期においても過去最高の売上高を更新いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は447億35百万円（前年同期比15.7%増）、営業利益は123億90百万円（同12.0%増）となりました。

#### ②産業用研削製品事業

当事業は、土木・建築業界及び各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具、一般砥石の製造・販売を行っております。

当中間連結会計期間は、積極的な販売活動を行いました。国や公共団体による公共事業抑制策などの影響を受けて、売上高は12億44百万円（同13.6%増）、営業利益は1億26百万円（同264.2%増）となりました。

#### ③その他事業

当事業は、半導体製造装置メーカー等向けにコンピュータシステムのソフト・ハードの開発・販売を行っております。

当中間連結会計期間の売上高は1億60百万円（同158.1%増）、営業利益は30百万円（前年同期は57百万円の損失）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

①国内

当セグメントは国内の他、台湾や韓国など当社が海外販売子会社を通さずに直接輸出し現地の代理店を通じて販売しているものも含んでおります。当中間連結会計期間は、中国を中心にアジア地域のサブコン需要が伸び、また、国内における素材ウェーハや電子部品向けの精密加工装置需要に支えられて、売上高は290億37百万円（前年同期比23.9%増）、営業利益は108億30百万円（同10.2%増）となりました。

②在外（北米、アジア、ヨーロッパ）

アジア地域以外では前年同期を下回る結果となりました。  
北米地域の売上高は30億65百万円（同14.6%減）、営業利益は22百万円（同88.1%減）となりました。  
アジア地域の売上高は91億51百万円（同14.0%増）、営業利益は6億96百万円（同37.0%増）となりました。  
ヨーロッパ地域の売上高は48億85百万円（同2.2%増）、営業利益は8億47百万円（同6.7%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の中間期末残高は194億88百万円と、前中間連結会計期間末に比べ17億67百万円減少となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、33億33百万円（前年同期比10億73百万円減）となりました。  
資金の主な増加要因は、税金等調整前中間純利益の110億33百万円、減価償却費の15億49百万円等によるものであります。  
また、資金の主な減少要因は、法人税等の支払額49億59百万円、売上債権の増加額23億50百万円及び棚卸資産の増加額14億92百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、60億62百万円（同23億48百万円増）となりました。  
主な要因は、有形・無形固定資産の取得による支出31億35百万円と定期性預金の預入による支出40億円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、18億79百万円（同3億49百万円増）となりました。  
主な要因は、短期借入金の返済による支出3億円と配当金の支払額15億28百万円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
電子業界関連製品事業 (百万円)	35,369	116.9
産業用研削製品事業 (百万円)	510	94.3
その他事業 (百万円)	206	232.5
合計 (百万円)	36,085	116.9

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同期比 (%)
電子業界関連製品事業	46,433	115.6	10,072	109.5
産業用研削製品事業	1,346	127.5	241	139.0
その他事業	205	227.9	90	236.2
合計	47,986	116.2	10,404	110.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
電子業界関連製品事業 (百万円)	44,735	115.7
産業用研削製品事業 (百万円)	1,244	113.6
その他事業 (百万円)	160	258.1
合計 (百万円)	46,140	115.9

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

～さらなる研究開発・顧客価値向上への取り組み～

IT（情報技術）、ネットワーク技術の進展と融合により高度な情報化社会が新たなステージに入りつつあります。この社会のインフラを支える半導体、電子部品は高速・大容量化、小型・微細化、低消費電力化などの技術革新が要求されております。こうした流れを受け、ウェーハの極薄化のための装置・加工技術の開発、さらにレーザーによる多彩な素材、用途に対する装置・加工技術の開発など、当社への顧客の要求はますます高度化・多様化してきております。こうした高度な顧客ニーズをいち早く察知して、高品質な製品をタイムリーに投入すること、さらにはアプリケーション技術やサービスも含めたトータルソリューションを顧客に提供し続けることにより、CS（顧客満足）の向上を図っていくことが、当社の優位性や今後の成長力を大きく決定付けることとなります。

したがって、今後とも新製品・新技術の開発を重点的に取り組んでいくと共に、研究開発・サービス体制の充実、優秀な人材の確保、開発の迅速化、業務の効率化のために必要な各種施策を積極的に実施してまいります。

～事業継続管理の推進～

当社グループでは「お客様が現在の生産量を維持するために必要な製品・サービスを維持する」を方針に事業継続管理（BCM：Business Continuity Management）を推進し災害に強い企業づくりに取り組んでいます。

BCMの推進には、社長を議長とする役員で構成されたBCMコミッティを定期的開催し、専任組織であるBCMプログラムを事務局に置くことでBCMを企業文化にするべく積極的な取り組みを行っています。

BCM対応力を向上し地震に強い生産拠点・本社にするため、年内には呉工場内に免震構造の新工場棟が竣工する予定で、平成20年度中には本社R&Dセンターを拡張し同じく免震構造の新棟が竣工する予定です。さらに精密加工装置の製造を行っている桑畑工場において、また子会社(株)ダイイチコンポーネンツにおいても茅野工場に、それぞれ免震の工場新棟を建設することを本年9月に発表いたしました。平成20年夏に着工し、平成21年夏に竣工予定です。本社R&Dセンターの新棟には、社員寮を併設し、入寮者は災害対策要員としての訓練を受け緊急時に備えます。また従業員の安全確保と事業の早期復旧を目的に、緊急地震速報システムを本社、呉工場、桑畑工場、長谷工場に導入しました。

### 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

## 5【研究開発活動】

当社グループは、連結各社の技術開発部門において、多様なユーザーニーズに応える新製品の開発やアプリケーション技術、製造技術の開発に努めるとともに、将来の事業の基盤となる基礎的な研究を行っております。当中間連結会計期間の研究開発費総額は35億25百万円であります。

### (電子業界関連製品事業)

半導体や電子部品などの微細加工に使用される装置、精密加工ツール（消耗品）、アプリケーション技術の研究開発などを行っております。精密加工装置の主要テーマであるグラインダの薄化・ストレスリリーフ技術への対応と多様なニーズに対応するレーザソーの開発について、グラインダDGP8760では後継機開発と、レーザソーDFL7160では応用機、新型機の開発にそれぞれ注力しました。

また、ダイサにおいても主力製品のDFD6361の後継機開発を行ってまいりました。いずれも成果は、下期の10、11月に発表いたしました。精密加工ツール（消耗品）では、全ての品種で引き続き原価低減や顧客の個別リクエストにもとづく製品改良のための研究に注力しました。当中間連結会計期間の主な成果は以下のとおりです。

#### (1) 2チャックテーブル・オートマチックダイシングエンジン「EAD6750」

実績のあるパッケージ・シンギュレーションにおいて、大幅に生産性を上げるため、2つのチャックテーブルを有するオートマチックダイシングエンジン「EAD6750」を新たに開発しました。

BGAやCSP基板を個片化するパッケージ・シンギュレーションでは、ダイサの加工点にピックアップ・洗浄・検査機能などを有した他社製ハンドラーと接続したインラインシステムでの生産が一般的となっております。

ディスコでは1998年より、ハンドラーメーカーにダイサの加工点として、オートマチックダイシングエンジンEADシリーズを提供しております。このEADシリーズはパッケージ・シンギュレーション市場でのスタンダード装置・加工点としてご好評を頂いております。近年のパッケージコスト低減要求から、パッケージ・シンギュレーションシステムの生産性向上が望まれており、このたびEAD6750を新たに開発しました。

#### (2) 精密加工部品、半導体関連部品

MEMSデバイス用のガラス微小貫通配線基板、ガラス透明構造体基板及び、医療・バイオ用はじめ広範な用途のガラスや金属の微細流路の為の加工技術開発投資などを積極的に行いました。

なお、当事業に関わる研究開発費は、34億73百万円であります。

### (産業用研削製品事業)

#### (1) セラミック部品市場に向けて、加工用の精密研削工具を開発し販売を開始しました。

#### (2) 土木解体市場のプロ刃に消音タイプを採用し、販売を開始しました。

#### (3) コンクリート建材市場向けの切断刃で、寿命と切れ味をより向上した新製品の販売を開始しました。

なお、当事業に関わる研究開発費は、51百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設のうち、当中間連結会計期間において完了したものは次のとおりであります。

会社事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	金額	完了年月
				(百万円)	
当社桑畑工場	広島県呉市	電子業界関連製品	精密加工装置及びツール生産設備	1,984	平成19年9月

(2) 当中間連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額(百万円)	既支払額(百万円)		着手	完了	
当社桑畑工場	広島県呉市	電子業界関連製品	精密加工装置生産設備	10,000	—	自己資金	平成20年7月	平成21年上半年中	生産設備の合理化及び拡充
㈱ダイイチコンポーネンツ茅野工場	長野県茅野市	電子業界関連製品	電動機他生産設備	2,500	—	自己資金	平成20年7月	平成21年上半年中	生産設備の合理化

(3) 当中間連結会計期間に新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,992,718	33,993,618	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式
計	33,992,718	33,993,618	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成14年6月27日定時株主総会決議及び平成14年9月27日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	340	339
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000	33,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	1株当たり 5,264	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年10月16日 至 平成20年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,264 資本組入額 2,632	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

②平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	557	556
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,700	55,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	1株当たり 6,320	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月14日 至 平成21年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,320 資本組入額 3,160	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

③平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	158	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月28日 至 平成36年6月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。</p> <p>(役員退職慰労金は平成16年に廃止)</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

## ④平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	483	482
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,300	48,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	1株当たり 4,730	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,730 資本組入額 2,365	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

⑤平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	169	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月22日 至 平成37年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。</p> <p>(役員退職慰労金は平成16年に廃止)</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

⑥平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,031	1,025
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	103,100	102,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	1株当たり 5,162	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,162 資本組入額 2,581	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	88	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 5,932 資本組入額 2,966	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

②平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	228	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 7,616	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 9,542 資本組入額(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。  
なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

③平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	631	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 7,616	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 7,616 資本組入額(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役及び従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

④平成19年7月24日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	89	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月9日 至 平成39年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 6,490 資本組入額 3,245	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑤平成19年10月25日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	308
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	30,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	—	1株当たり 7,327
新株予約権の行使期間	—	自平成21年11月10日 至平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	—	発行価格 8,812 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	—	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

⑥平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	742
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	74,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	—	1株当たり 7,327
新株予約権の行使期間	—	自平成21年11月10日 至平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	—	発行価格 7,327 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	—	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。なお、新株予約権の譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役及び従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金 増減額(百万円)	資本金 残高(百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注) 1	10,200	33,992,718	25	14,510	25	15,592

(注) 1. 新株予約権(ストックオプション権利)の行使による増加であります。

2. 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が0千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2百万円増加しております。

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	4,214	12.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,602	7.65
株式会社ダイイチ企業	東京都港区白金4-10-22	1,998	5.88
株式会社ダイイチホールディングス	東京都港区高輪1-23-23-3502	1,998	5.88
株式会社OCTAGON LAB	広島県広島市中区中町3-11	1,704	5.01
関家 臣二	神奈川県三浦郡	1,348	3.97
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,347	3.96
関家 憲一	東京都港区	1,030	3.03
株式会社オレンジコーラル	東京都港区白金4-10-22	846	2.49
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	768	2.26
計	—	17,856	52.53

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 4,214千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,602千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 1,256千株

2. 日本生命保険相互会社の所有株式数には、特別勘定年金口60千株及び特別勘定変額口8千株が含まれておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 9,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 33,911,800	339,118	同上
単元未満株式	普通株式 71,518	—	同上
発行済株式総数	33,992,718	—	—
総株主の議決権	—	339,118	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,400株 (議決権の数34個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北二丁目13番11号	9,400	—	9,400	0.03
計	—	9,400	—	9,400	0.03

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	7,740	7,540	7,360	7,320	7,230	6,840
最低 (円)	6,970	6,310	6,420	6,470	6,110	5,640

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		22,255		21,488		27,045	
2. 受取手形及び売掛金	※2	25,227		30,374		27,797	
3. 棚卸資産		18,404		17,689		17,283	
4. その他	※4	2,340		4,023		4,103	
貸倒引当金		△57		△461		△429	
流動資産合計		68,170	65.1	73,113	62.2	75,799	66.6
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物		11,367		12,882		11,099	
(2) 機械装置及び運搬具		4,665		5,525		4,835	
(3) 工具器具備品		716		731		724	
(4) 土地		12,318		12,830		12,457	
(5) 建設仮勘定		487	29,555	5,064	37,034	4,486	33,603
2. 無形固定資産		912		892		925	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		1,643		652		618	
(2) その他		4,413		5,955		2,887	
貸倒引当金		△42	6,014	△42	6,565	△43	3,462
固定資産合計		36,482	34.9	44,493	37.8	37,991	33.4
資産合計		104,652	100.0	117,606	100.0	113,791	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金	※2	13,202		13,638		12,894	
2. 短期借入金		300		-		300	
3. 未払金		-		6,003		-	
4. 未払法人税等		3,859		3,652		4,681	
5. 賞与引当金		2,053		2,493		1,870	
6. 役員賞与引当金		35		102		95	
7. 製品保証引当金		260		191		343	
8. その他	※2,4	4,745		2,103		8,633	
流動負債合計		24,456	23.4	28,184	24.0	28,819	25.3
II 固定負債							
1. 長期借入金		881		733		828	
2. 長期未払金		449		450		447	
3. 退職給付引当金		1,579		1,092		1,361	
4. 役員退職慰労引当金		65		23		28	
5. その他		99		447		482	
固定負債合計		3,076	2.9	2,747	2.3	3,148	2.8
負債合計		27,532	26.3	30,931	26.3	31,967	28.1
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		14,392	13.8	14,510	12.3	14,485	12.7
2. 資本剰余金		15,474	14.8	15,592	13.3	15,567	13.7
3. 利益剰余金		46,194	44.1	55,221	47.0	50,553	44.4
4. 自己株式		△49	△0.0	△55	△0.0	△53	△0.0
株主資本合計		76,013	72.7	85,269	72.6	80,551	70.8
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		239	0.2	40	0.0	59	0.1
2. 為替換算調整勘定		428	0.4	750	0.6	696	0.6
評価・換算差額等合計		668	0.6	791	0.6	755	0.7
III 新株予約権		9	0.0	126	0.1	65	0.0
IV 少数株主持分		428	0.4	488	0.4	450	0.4
純資産合計		77,120	73.7	86,675	73.7	81,823	71.9
負債純資産合計		104,652	100.0	117,606	100.0	113,791	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			39,825	100.0		46,140	100.0		86,160	100.0
II 売上原価			18,711	47.0		22,350	48.4		42,106	48.9
売上総利益			21,113	53.0		23,790	51.6		44,054	51.1
III 販売費及び一般管理費	※1		11,523	28.9		12,763	27.7		24,529	28.4
営業利益			9,590	24.1		11,026	23.9		19,524	22.7
IV 営業外収益										
1. 受取利息		56			105			140		
2. 受取配当金		7			7			9		
3. 受取手数料		43			3			57		
4. 持分法による投資利益		-			51			-		
5. 負ののれん償却額		-			44			59		
6. 受取家賃		9			6			17		
7. その他		61	178	0.4	75	294	0.6	213	497	0.5
V 営業外費用										
1. 支払利息		24			13			45		
2. 売上割引		18			29			39		
3. 為替差損		171			203			149		
4. 持分法による投資損失		14			-			97		
5. その他		26	255	0.6	43	289	0.6	22	354	0.4
経常利益			9,513	23.9		11,031	23.9		19,667	22.8
VI 特別利益										
1. 固定資産売却益	※2	0			40			2		
2. 投資有価証券売却益		-			21			280		
3. 役員退職慰労引当金戻入益		26			-			26		
4. 技術供与料		-			14			-		
5. その他		-	27	0.1	0	77	0.2	-	309	0.4
VII 特別損失										
1. 固定資産除売却損	※3	29			14			324		
2. 棚卸資産評価損		-			-			402		
3. 棚卸資産廃棄損		-			-			370		
4. 投資有価証券評価損		0			-			493		
5. 貸倒引当金繰入額		-			19			378		
6. 役員特別功労金		200			-			211		
7. 特別退職加算金		39			40			56		
8. その他		3	272	0.7	1	75	0.2	24	2,261	2.6
税金等調整前中間 (当期) 純利益			9,268	23.3		11,033	23.9		17,715	20.6
法人税、住民税及び事業税		3,742			4,029			7,450		
法人税等調整額		△73	3,669	9.2	748	4,778	10.4	△720	6,730	7.8
少数株主利益			38	0.1		53	0.1		49	0.1
中間 (当期) 純利益			5,559	14.0		6,201	13.4		10,936	12.7

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	13,412	14,494	41,899	△39	69,767
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	980	980			1,960
剰余金の配当(注)			△1,174		△1,174
役員賞与(注)			△90		△90
中間純利益			5,559		5,559
自己株式の取得				△10	△10
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	980	980	4,295	△10	6,245
平成18年9月30日 残高 (百万円)	14,392	15,474	46,194	△49	76,013

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	303	205	509	-	424	70,701
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						1,960
剰余金の配当(注)						△1,174
役員賞与(注)						△90
中間純利益						5,559
自己株式の取得						△10
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△63	222	159	9	4	173
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△63	222	159	9	4	6,418
平成18年9月30日 残高 (百万円)	239	428	668	9	428	77,120

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,485	15,567	50,553	△53	80,551
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	25	25			50
剰余金の配当			△1,528		△1,528
中間純利益			6,201		6,201
自己株式の取得				△1	△1
その他			△4		△4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	25	25	4,668	△1	4,717
平成19年9月30日 残高 (百万円)	14,510	15,592	55,221	△55	85,269

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	59	696	755	65	450	81,823
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						50
剰余金の配当						△1,528
中間純利益						6,201
自己株式の取得						△1
その他						△4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△18	54	36	60	37	134
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△18	54	36	60	37	4,851
平成19年9月30日 残高 (百万円)	40	750	791	126	488	86,675

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	13,412	14,494	41,899	△39	69,767
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,072	1,072			2,145
剰余金の配当(注)			△1,174		△1,174
剰余金の配当			△1,018		△1,018
役員賞与(注)			△90		△90
当期純利益			10,936		10,936
自己株式の取得				△14	△14
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,072	1,072	8,653	△14	10,784
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,485	15,567	50,553	△53	80,551

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	303	205	509	-	424	70,701
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						2,145
剰余金の配当(注)						△1,174
剰余金の配当						△1,018
役員賞与(注)						△90
当期純利益						10,936
自己株式の取得						△14
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△244	490	246	65	26	338
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△244	490	246	65	26	11,122
平成19年3月31日 残高 (百万円)	59	696	755	65	450	81,823

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		9,268	11,033	17,715
減価償却費		1,404	1,549	2,964
のれん償却額		3	0	3
負ののれん償却額		-	△44	△59
貸倒引当金の増加額		2	30	366
受取利息及び受取配当金		△63	△112	△150
支払利息		24	13	45
賞与引当金の増加額		464	623	275
持分法による投資損失 (△投資利益)		14	△51	97
投資有価証券評価損		0	-	493
投資有価証券売却益		-	△21	△280
棚卸資産評価損		-	-	402
棚卸資産廃棄損		-	-	370
有形固定資産除売却損 (△売却益)		28	△26	252
売上債権の増加額		△450	△2,350	△1,728
棚卸資産の増加額		△2,839	△1,492	△1,838
仕入債務の増加額		1,233	736	636
未収消費税等の減少額 (△増加額)		129	292	△301
未払金の増加額 (△減少額)		△255	△345	267
役員賞与の支払額		△90	-	△90
その他		△812	△1,628	145
小計		8,060	8,205	19,588
利息及び配当金の受取額		64	100	149
利息の支払額		△24	△12	△45
法人税等の支払額		△3,692	△4,959	△6,498
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,407	3,333	13,194

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
有形固定資産の取得による支出		△986	△3,090	△4,899
有形固定資産の売却による収入		4	49	6
無形固定資産の取得による支出		△194	△45	△261
投資有価証券の取得による支出		△183	△20	△182
投資有価証券の売却による収入		-	39	440
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出		△170	-	△170
事業譲受による支出		-	-	△809
貸付金の純減少額 (△純増加額)		△10	25	10
定期性預金の支出		△2,000	△4,000	△3,000
定期性預金の収入		-	1,000	-
敷金・保証金の支出		△13	△13	△18
敷金・保証金の収入		5	6	33
その他		△166	△14	△102
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,714	△6,062	△8,952
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
短期借入金の純減少額		△306	△300	△306
長期借入れによる収入		-	600	-
長期借入金の返済による支出		-	△700	△61
株式の発行による収入		76	50	261
社債の償還による支出		△100	-	△100
自己株式の取得による支出		△10	△1	△14
親会社による配当金の支払額		△1,173	△1,528	△2,190
少数株主への配当金の支払額		△17	-	△17
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,529	△1,879	△2,428
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		88	51	227
V 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		△747	△4,556	2,041
VI 現金及び現金同等物の期首残高		22,003	24,045	22,003
VII 現金及び現金同等物中間期末 (期末) 残高	※1	21,255	19,488	24,045

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社は次の15社であります。</p> <p>(株)テクニスコ (株)ディー エス ディー (株)ディスコ アプレイシ ブ システムズ (株)ディー エス ディー九州 (株)ダイイチコンポーネンツ DISCO HI-TEC AMERICA, INC. DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD DISCO HI-TEC (MALAYSIA) SDN. BHD. DISCO HI-TEC EUROPE GmbH DISCO HI-TEC FRANCE SARL DISCO HI-TEC U. K. LTD. DISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD. JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD TECNISCO (SuZhou) Co., Ltd DD Diamond Corp. (株)ディー エス ディー九州は (株)ディー エス ディーの子会 社であり、DISCO HI-TEC (MALAYSIA) SDN. BHD. はDISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTDの 子会社であり、DISCO HI-TEC FRANCE SARL及びDISCO HI-TEC U. K. LTD. はDISCO HI-TEC EUROPE GmbHの子会社であり、 TECNISCO (SuZhou) Co., Ltdは (株)テクニスコの子会社であり ます。 なお、持分法適用関連会社で あった、DD Diamond Corp.に ついては、株式の追加取得を 行ったことにより、当社の子 会社となったため、当中間連 結会計期間から連結の範囲に 含めております。 また、(株)ダイイチコンポーネ ンツは当中間連結会計期間に 新規に設立し、連結の範囲に 含めております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社は次の18社であり ます。</p> <p>(株)テクニスコ (株)ディー エス ディー (株)ディスコ アプレイシ ブ システムズ (株)ディー エス ディー九州 (株)ダイイチコンポーネンツ DISCO HI-TEC AMERICA, INC. DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD DISCO HI-TEC (MALAYSIA) SDN. BHD. DISCO HI-TEC (THAILAND) CO., LTD. DISCO HI-TEC EUROPE GmbH DISCO HI-TEC FRANCE SARL DISCO HI-TEC U. K. LTD. DISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD. JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD TECNISCO (SuZhou) Co., Ltd DD Diamond Corp. DAA Inc. DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD. (株)ディー エス ディー九州は (株)ディー エス ディーの子会 社であり、DISCO HI-TEC (MALAYSIA) SDN. BHD. 及びDISCO HI-TEC (THAILAND) CO., LTD. は DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTDの子会社であり、DISCO HI-TEC FRANCE SARL及び DISCO HI-TEC U. K. LTD. は DISCO HI-TEC EUROPE GmbHの 子会社であり、TECNISCO (SuZhou) Co., Ltdは (株)テクニスコの子会社であり、 DAA Inc. は、DD Diamond Corp. の子会社であります。 なお、前連結会計年度におい て、非連結子会社であった、DI SCO HI-TEC (THAILAND) CO., LTD. については、重要性が増加 したことにより、当中間連結会 計期間から連結の範囲に含めて おります。また、DAA Inc. 及 び DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD. は当中間連結会計期間に新 規に設立し、連結の範囲に含め ております。 信和電機(株)については、平成19 年 4月 1日付で、(株)ダイイチ コンポーネンツと合併したた め、連結の範囲から除いており ます。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社は次の16社であり ます。</p> <p>(株)テクニスコ (株)ディー エス ディー (株)ディスコ アプレイシ ブ システムズ (株)ディー エス ディー九州 (株)ダイイチコンポーネンツ 信和電機(株) DISCO HI-TEC AMERICA, INC. DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD DISCO HI-TEC (MALAYSIA) SDN. BHD. DISCO HI-TEC EUROPE GmbH DISCO HI-TEC FRANCE SARL DISCO HI-TEC U. K. LTD. DISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD. JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD TECNISCO (SuZhou) Co., Ltd DD Diamond Corp. (株)ディーエスディー九州は (株)ディーエスディーの子会社で あり、信和電機(株)は(株)ダイイチ コンポーネンツの子会社であり、 DISCO HI-TEC (MALAYSIA) SDN. BHD. はDISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTDの子会社で あり、DISCO HI-TEC FRANCE SARL及びDISCO HI-TEC U. K. LTD. はDISCO HI-TEC EUROPE GmbH の子会社であり、 TECNISCO (SuZhou) Co., Ltdは (株)テクニスコの子会社でありま す。 (株)ダイイチコンポーネンツは当 連結会計年度に新規に設立し、 また、信和電機(株)は、 (株)ダイイチコンポーネンツが株 式を取得したことにより当社の 子会社となったため、連結の範 囲に含めております。 なお、前連結会計年度におい て、持分法適用会社であった DD Diamond Corp. は株式の追加 取得を行ったことにより、当連 結会計年度より連結の範囲に含 めております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 DISCO-SEA AMERICA, INC. DISCO HI-TEC (THAILAND) CO., LTD. DISCO HI-TEC MOROCCO SARL 上記非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 関連会社 S. E. A. Utensili Diamantati S. p. A. 及び関連会社 DHK Solution Corp. の2社については、持分法を適用しております。 関連会社 DHK Solution Corp. は、当中間連結会計期間に新規に設立しております。 非連結子会社 DISCO-SEA AMERICA, INC.、DISCO HI-TEC (THAILAND) CO., LTD.、DISCO HI-TEC MOROCCO SARL 及び関連会社 (株) デュラシステムズ、PRIME DIE TECHNOLOGIES, INC.、(株) アプライドプレジジョンについては、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 DISCO-SEA AMERICA, INC. DISCO HI-TEC MOROCCO SARL (株) KKM インベストメント (株) KKM インベストメントは、当中間連結会計期間に新規に設立しております。 上記非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 関連会社 DHK Solution Corporation については、持分法を適用しております。 非連結子会社 DISCO-SEA AMERICA, INC.、DISCO HI-TEC MOROCCO SARL、(株) KKM インベストメント及び関連会社 (株) デュラシステムズ、PRIME DIE TECHNOLOGIES, INC.、(株) アプライドプレジジョン、S. E. A. Utensili Diamantati S. p. A. については、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 DISCO-SEA AMERICA, INC. DISCO HI-TEC (THAILAND) CO., LTD. DISCO HI-TEC MOROCCO SARL 上記非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 関連会社 DHK Solution Corporation については、持分法を適用しております。当連結会計年度中に新規に設立し、当社の関連会社となったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。 なお、前連結会計年度において持分法適用会社でありました DD Diamond Corp. 及び S. E. A. Utensili Diamantati S. p. A. の2社については、持分法の適用範囲から除外しております。 DD Diamond Corp. については、当社が同社株式を追加取得し連結子会社となったため、S. E. A. Utensili Diamantati S. p. A. については、当社グループの産業用研削製品事業の石材向け製品市場からの撤退により重要性がなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。 非連結子会社 DISCO-SEA AMERICA, INC.、DISCO HI-TEC (THAILAND) CO., LTD.、DISCO HI-TEC MOROCCO SARL 及び関連会社 (株) デュラシステムズ、PRIME DIE TECHNOLOGIES, INC.、(株) アプライドプレジジョンについては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうちDISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD.、JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD、TECNISCO (SuZhou) Co., Ltd及びDD Diamond Corp. の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表作成に当たっては、DISCO TECHNOLOGY (SANGHAI) CO., LTD.、TECNISCO (SuZhou) Co., Ltdについては中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。 また、JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD及びDD Diamond Corp. については、6月30日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ. 有価証券     その他有価証券         時価のあるもの         …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）         時価のないもの         …移動平均法による原価法 ロ. デリバティブ     …時価法 ハ. 棚卸資産     商品・原材料     …当社は総平均法による原価法、連結子会社は主として移動平均法による原価法（在外連結子会社は低価法）     製品・半製品・仕掛品     …機械装置については個別法による原価法（在外連結子会社は低価法）、研削切断工具については主として総平均法による原価法（在外連結子会社は低価法） 貯蔵品     …主として最終仕入原価法</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうちDISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD.、JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD、TECNISCO (SuZhou) Co., Ltd、DD Diamond Corp. 及びDAA Inc. の中間決算日は6月30日であります。 中間連結財務諸表作成に当たっては、DISCO TECHNOLOGY (SANGHAI) CO., LTD.、TECNISCO (SuZhou) Co., Ltdについては中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。 また、JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD、DD Diamond Corp. 及びDAA Inc. については、6月30日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ. 有価証券     その他有価証券         時価のあるもの         同 左 ロ. デリバティブ     同 左 ハ. 棚卸資産     商品・原材料     同 左      製品・半製品・仕掛品     同 左  貯蔵品     同 左</p>	<p>3. 連結子会社の決算日等に関する事項 連結子会社のうち、DISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD.、JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD、TECNISCO (SuZhou) Co., Ltd及びDD Diamond Corp. の決算日は12月31日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては、DISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI) Co., Ltd及びTECNISCO (SuZhou) Co., Ltdについては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。 また、JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD及びDD Diamond Corp. については、12月31日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ. 有価証券     その他有価証券         時価のあるもの         …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）         時価のないもの         同 左 ロ. デリバティブ     同 左 ハ. 棚卸資産     商品・原材料     同 左      製品・半製品・仕掛品     同 左  貯蔵品     同 左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ. 有形固定資産 …当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3～38年 機械装置及び運搬具 3～10年</p> <p>ロ. 無形固定資産 …定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ. 有形固定資産 …当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3～38年 機械装置及び運搬具 3～10年 (会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (追加情報) 当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>ロ. 無形固定資産 同 左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ. 有形固定資産 …当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3～38年 機械装置及び運搬具 3～10年</p> <p>ロ. 無形固定資産 同 左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、主として支給見込額のうち当中間連結会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>なお、在外連結子会社については該当事項はありません。</p> <p>ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>ニ. 製品保証引当金 製品保証期間中の製品の補修費用の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として計上しております。</p> <p>ホ. 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、在外連結子会社については該当事項はありません。</p> <p>ヘ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社2社は内規に基づく当中間連結会計期間末における要支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ. 貸倒引当金 同 左</p> <p>ロ. 賞与引当金 同 左</p> <p>ハ. 役員賞与引当金 同 左</p> <p>ニ. 製品保証引当金 同 左</p> <p>ホ. 退職給付引当金 同 左</p> <p>ヘ. 役員退職慰労引当金 同 左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ. 貸倒引当金 同 左</p> <p>ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、主として支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>なお、在外連結子会社については該当事項はありません。</p> <p>ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>ニ. 製品保証引当金 同 左</p> <p>ホ. 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、在外連結子会社については該当事項はありません。</p> <p>ヘ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社2社は内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、一部の在外連結子会社を除き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同 左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は76,681百万円であります。中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は81,307百万円であります。なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準) 当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表) 「未払金」は、前中間連結会計期間末は、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前中間連結会計期間末の「未払金」の金額は3,119百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)																												
<p>※1.有形固定資産の減価償却累計額 18,351百万円</p> <p>※2.中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>1,020百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p>	受取手形	63百万円	支払手形	1,020百万円	<p>※1.有形固定資産の減価償却累計額 20,038百万円</p> <p>※2.中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>139百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>1,143百万円</td> </tr> <tr> <td>「その他」の 設備支払手形</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越限度額</td> <td>13,354百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>13,354百万円</td> </tr> </table> <p>貸出コミットメント契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>①各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を平成19年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>②各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p>	受取手形	139百万円	支払手形	1,143百万円	「その他」の 設備支払手形	6百万円	当座貸越限度額	13,354百万円	借入実行残高	-百万円	差引額	13,354百万円	貸出コミットメントの総額	10,000百万円	借入実行残高	-百万円	差引額	10,000百万円	<p>※1.有形固定資産の減価償却累計額 18,918百万円</p> <p>※2.連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>159百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>1,006百万円</td> </tr> <tr> <td>「その他」の 設備支払手形</td> <td>19百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p>	受取手形	159百万円	支払手形	1,006百万円	「その他」の 設備支払手形	19百万円
受取手形	63百万円																													
支払手形	1,020百万円																													
受取手形	139百万円																													
支払手形	1,143百万円																													
「その他」の 設備支払手形	6百万円																													
当座貸越限度額	13,354百万円																													
借入実行残高	-百万円																													
差引額	13,354百万円																													
貸出コミットメントの総額	10,000百万円																													
借入実行残高	-百万円																													
差引額	10,000百万円																													
受取手形	159百万円																													
支払手形	1,006百万円																													
「その他」の 設備支払手形	19百万円																													

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
※4. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※4. 消費税等の取扱い 同左	※4. _____

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1. 販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額 (1) 荷造・運搬費 508百万円 (2) 販売手数料 584百万円 (3) 製品保証費 344百万円 (4) 給料・賞与 2,595百万円 (5) 賞与引当金 725百万円 繰入額 (6) 役員賞与引当金 35百万円 繰入額 (7) 退職給付費用 28百万円 (8) 減価償却費 361百万円 (9) のれん償却額 3百万円 (10) 研究開発費 3,068百万円  ※2. 固定資産売却益 機械装置及び 運搬具他 0百万円  ※3. 固定資産除売却損 建物及び構築物他 売却損 0百万円 建物及び構築物 除却損 1百万円 機械装置及び 運搬具売却損 2百万円 機械装置及び 運搬具除却損 21百万円 工具器具備品 売却損 0百万円 工具器具備品 除却損 2百万円	※1. 販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額 (1) 荷造・運搬費 587百万円 (2) 販売手数料 842百万円 (3) 製品保証費 171百万円 (4) 給料・賞与 2,814百万円 (5) 賞与引当金 841百万円 繰入額 (6) 役員賞与引当金 101百万円 繰入額 (7) 退職給付費用 26百万円 (8) 減価償却費 395百万円 (9) のれん償却額 0百万円 (10) 研究開発費 3,516百万円  ※2. 固定資産売却益 機械装置及び 運搬具他 6百万円 工具器具備品 33百万円  ※3. 固定資産除売却損 建物及び構築物他 売却損 0百万円 建物及び構築物 除却損 0百万円 機械装置及び 運搬具売却損 0百万円 機械装置及び 運搬具除却損 10百万円 工具器具備品 除却損 2百万円	※1. 販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額 (1) 荷造・運搬費 1,086百万円 (2) 販売手数料 1,421百万円 (3) 製品保証費 772百万円 (4) 給料・賞与 6,224百万円 (5) 賞与引当金 858百万円 繰入額 (6) 退職給付費用 55百万円 (7) 減価償却費 767百万円 (8) のれん償却額 3百万円 (9) 研究開発費 6,389百万円  ※2. 固定資産売却益 機械装置及び 運搬具他 2百万円 工具器具備品 0百万円  ※3. 固定資産除売却損 建物及び構築物 売却損 0百万円 機械装置及び 運搬具他売却損 4百万円 建物及び構築物 除却損 241百万円 機械装置及び 運搬具除却損 72百万円 工具器具備品他 除却損 5百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	33,562	383	-	33,946
合計	33,562	383	-	33,946
自己株式				
普通株式 (注) 2	7	1	-	8
合計	7	1	-	8

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加383千株は、新株予約権付社債の新株予約権の行使及び新株予約権 (ストック・オプション権利) の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	9
	合計	-	-	-	-	-	9

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,174	35	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	1,018	利益剰余金	30	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	33,982	10	-	33,992
合計	33,982	10	-	33,992
自己株式				
普通株式（注）2	9	0	-	9
合計	9	0	-	9

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加10千株は、新株予約権（ストック・オプション権利）の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	126
	合計	-	-	-	-	-	126

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,528	45	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	1,189	利益剰余金	35	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	33,562	419	-	33,982
合計	33,562	419	-	33,982
自己株式				
普通株式（注）2	7	2	-	9
合計	7	2	-	9

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加419千株は、新株予約権付社債の新株予約権の行使及び新株予約権（ストック・オプション権利）の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結 会計年度末 残高 （百万円）
			前連結 会計年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	65
	合計	-	-	-	-	-	65

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,174	35	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	1,018	30	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,528	利益剰余金	45	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成18年9月30日現在) 現金及び預金勘定 22,255百万円 預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 $\Delta 1,000$ 百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 <u>21,255百万円</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成19年9月30日現在) 現金及び預金勘定 21,488百万円 預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 $\Delta 2,000$ 百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 <u>19,488百万円</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 27,045百万円 預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 $\Delta 3,000$ 百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 <u>24,045百万円</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: center;">1,334</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">934</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">449</td> <td style="text-align: center;">347</td> <td style="text-align: center;">102</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">278</td> <td style="text-align: center;">153</td> <td style="text-align: center;">124</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,062</td> <td style="text-align: center;">900</td> <td style="text-align: center;">1,161</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">149百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,012百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,161百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	1,334	400	934	機械装置	449	347	102	工具器具備品	278	153	124	合計	2,062	900	1,161	未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	149百万円	1年超	1,012百万円	合計	1,161百万円	支払リース料	109百万円	減価償却費相当額	109百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: center;">1,334</td> <td style="text-align: center;">467</td> <td style="text-align: center;">867</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">301</td> <td style="text-align: center;">239</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">326</td> <td style="text-align: center;">193</td> <td style="text-align: center;">132</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,962</td> <td style="text-align: center;">900</td> <td style="text-align: center;">1,062</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">173百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">888百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,062百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">94百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">94百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	1,334	467	867	機械装置	301	239	61	工具器具備品	326	193	132	合計	1,962	900	1,062	未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	173百万円	1年超	888百万円	合計	1,062百万円	支払リース料	94百万円	減価償却費相当額	94百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: center;">1,334</td> <td style="text-align: center;">433</td> <td style="text-align: center;">901</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">285</td> <td style="text-align: center;">206</td> <td style="text-align: center;">78</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">338</td> <td style="text-align: center;">168</td> <td style="text-align: center;">169</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,958</td> <td style="text-align: center;">809</td> <td style="text-align: center;">1,149</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">179百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">970百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,149百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">195百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">195百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	1,334	433	901	機械装置	285	206	78	工具器具備品	338	168	169	合計	1,958	809	1,149	未経過リース料期末残高相当額		1年内	179百万円	1年超	970百万円	合計	1,149百万円	支払リース料	195百万円	減価償却費相当額	195百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
建物及び構築物	1,334	400	934																																																																																															
機械装置	449	347	102																																																																																															
工具器具備品	278	153	124																																																																																															
合計	2,062	900	1,161																																																																																															
未経過リース料中間期末残高相当額																																																																																																		
1年内	149百万円																																																																																																	
1年超	1,012百万円																																																																																																	
合計	1,161百万円																																																																																																	
支払リース料	109百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	109百万円																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
建物及び構築物	1,334	467	867																																																																																															
機械装置	301	239	61																																																																																															
工具器具備品	326	193	132																																																																																															
合計	1,962	900	1,062																																																																																															
未経過リース料中間期末残高相当額																																																																																																		
1年内	173百万円																																																																																																	
1年超	888百万円																																																																																																	
合計	1,062百万円																																																																																																	
支払リース料	94百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	94百万円																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
建物及び構築物	1,334	433	901																																																																																															
機械装置	285	206	78																																																																																															
工具器具備品	338	168	169																																																																																															
合計	1,958	809	1,149																																																																																															
未経過リース料期末残高相当額																																																																																																		
1年内	179百万円																																																																																																	
1年超	970百万円																																																																																																	
合計	1,149百万円																																																																																																	
支払リース料	195百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	195百万円																																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>130百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,007百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,137百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。</p>	1年内	130百万円	1年超	1,007百万円	合計	1,137百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>922百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,055百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同 左</p>	1年内	132百万円	1年超	922百万円	合計	1,055百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>138百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>963百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,101百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同 左</p>	1年内	138百万円	1年超	963百万円	合計	1,101百万円
1年内	130百万円																			
1年超	1,007百万円																			
合計	1,137百万円																			
1年内	132百万円																			
1年超	922百万円																			
合計	1,055百万円																			
1年内	138百万円																			
1年超	963百万円																			
合計	1,101百万円																			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年 9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	245	648	403
(2) その他	10	10	△0
合計	255	658	403

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	623
合計	623

(注) 減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとし、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

当中間連結会計期間末 (平成19年 9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	76	145	69
(2) その他	-	-	-
合計	76	145	69

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	325
合計	325

(注) 減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとし、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	88	187	99
(2) その他	-	-	-
合計	88	187	99

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	324
合計	324

（注）有価証券について、当連結会計年度において、335百万円（その他有価証券で時価評価されていない株式335百万円）、前連結会計年度において、有価証券について29百万円（その他有価証券で時価評価されていない株式29百万円）の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとし、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成18年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	1,146	1,176	△29
合計		1,146	1,176	△29

(注) 時価の算定は、先物為替相場に基づき算定しております。

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	1,573	1,581	△8
合計		1,573	1,581	△8

(注) 時価の算定は、先物為替相場に基づき算定しております。

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	1,166	1,169	△2
合計		1,166	1,169	△2

(注) 時価の算定は、先物為替相場に基づき算定しております。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 9百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 8,800株
付与日	平成18年8月11日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。(役員退職慰労金は平成16年に廃止)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	5,931

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 60百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 8,900株
付与日	平成19年8月8日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。(役員退職慰労金は平成16年に廃止)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年8月9日 至 平成39年8月8日
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	6,489

(注) 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 65百万円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社従業員 289名 子会社の取締役 及び従業員 19名	当社取締役 8名 当社従業員 311名 子会社の取締役 及び従業員 28名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 66,600株	普通株式 70,600株	普通株式 15,800株
付与日	平成14年10月7日	平成15年11月13日	平成16年7月27日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない）した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 （役員退職慰労金は平成16年に廃止）
対象勤務期間	自 平成14年10月7日 至 平成16年10月15日	自 平成15年11月13日 至 平成17年11月13日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年10月16日 至 平成20年10月15日	自 平成17年11月14日 至 平成21年11月13日	自 平成16年7月28日 至 平成36年6月1日
権利行使価格（円）	5,264	6,320	1
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 株式報酬型 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社従業員 275名 子会社の取締役 及び従業員 33名	当社取締役 8名	当社取締役 8名 当社従業員 326名 子会社の取締役 及び従業員 36名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 86,000株	普通株式 16,900株	普通株式 109,300株
付与日	平成16年10月29日	平成17年7月21日	平成17年11月4日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない）した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止)	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	自 平成16年10月29日 至 平成18年10月29日	対象勤務期間の定めはありません。	自 平成17年11月4日 至 平成19年11月4日
権利行使期間	自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日	自 平成17年7月22日 至 平成37年7月21日	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日
権利行使価格 (円)	4,730	1	5,162
付与日における公正な評価 単価 (円)	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年 株式報酬型 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 7名 当社従業員 326名 子会社の取締役 及び従業員 33名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 8,800株	普通株式 90,100株
付与日	平成18年7月20日	平成18年11月9日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない）した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（役員退職慰労金は平成16年に廃止）</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自 平成18年11月9日 至 平成20年11月9日
権利行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
権利行使価格（円）	1	7,616
付与日における公正な評価 単価（円）	5,931	1,926

（注）株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	38,668	1,095	62	39,825	-	39,825
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	16	26	43	(43)	-
計	38,668	1,112	88	39,869	(43)	39,825
営業費用	27,603	1,077	146	28,827	1,407	30,234
営業利益(又は営業損失)	11,064	34	(57)	11,041	(1,450)	9,590

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	44,735	1,244	160	46,140	-	46,140
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	73	19	45	137	(137)	-
計	44,808	1,263	205	46,278	(137)	46,140
営業費用	32,418	1,137	175	33,731	1,382	35,114
営業利益	12,390	126	30	12,546	(1,519)	11,026

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	83,428	2,468	263	86,160	-	86,160
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	103	35	97	235	(235)	-
計	83,532	2,503	360	86,396	(235)	86,160
営業費用	61,101	2,357	315	63,774	2,861	66,636
営業利益	22,431	145	45	22,622	(3,097)	19,524

(注) 1. 事業区分

製品を主として販売市場の類似性を基準として区分する方法によっております。

2. 各事業区分の主要製品

(1) 電子業界関連製品事業……〔精密加工装置〕ダイシングソー、サーフェスグラインダ、ポリッシャ、レーザーソー、スライディングマシン

〔精密加工ツール〕ダイヤモンドブレード等

〔精密電子部品〕

(2) 産業用研削製品事業………ダイヤモンドホイール、研削切断砥石等

(3) その他事業………ソフト開発等

3. 前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,461百万円、1,534百万円及び3,124百万円であり、その主なものは当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

4. 会計方針の変更

(前中間連結会計期間)

役員賞与に関する会計基準

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

ストック・オプション等に関する会計基準

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(当中間連結会計期間)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(前連結会計年度)

役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

ストック・オプション等に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

5. 追加情報

(当中間連結会計期間)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	23,429	3,588	8,027	4,780	39,825	-	39,825
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,926	54	423	2	12,406	(12,406)	-
計	35,356	3,642	8,450	4,783	52,232	(12,406)	39,825
営業費用	25,524	3,452	7,941	3,875	40,793	(10,558)	30,234
営業利益	9,832	190	508	907	11,438	(1,847)	9,590

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	29,037	3,065	9,151	4,885	46,140	-	46,140
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,748	53	341	11	12,154	(12,154)	-
計	40,785	3,119	9,493	4,896	58,294	(12,154)	46,140
営業費用	29,955	3,096	8,796	4,049	45,897	(10,783)	35,114
営業利益	10,830	22	696	847	12,396	(1,370)	11,026

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	53,584	6,516	16,410	9,648	86,160	-	86,160
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	23,468	69	753	23	24,315	(24,315)	-
計	77,053	6,586	17,164	9,672	110,476	(24,315)	86,160
営業費用	56,859	6,337	16,261	7,956	87,415	(20,778)	66,636
営業利益	20,193	248	902	1,715	23,061	(3,536)	19,524

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。
- (1) 北米……………米国
  - (2) アジア……………シンガポール、マレーシア、中国
  - (3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス
3. 前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,461百万円、1,534百万円及び3,124百万円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

4. 会計方針の変更

(前中間連結会計期間)

役員賞与に関する会計基準

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

ストック・オプション等に関する会計基準

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(当中間連結会計期間)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(前連結会計年度)

役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

ストック・オプション等に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

5. 追加情報

(当中間連結会計期間)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

【海外売上高】

期別		北米	アジア	ヨーロッパ	計
前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	1. 海外売上高 (百万円)	3,015	18,506	4,847	26,369
	2. 連結売上高 (百万円)	-	-	-	39,825
	3. 海外売上高の連結売上高 に占める割合 (%)	7.6	46.4	12.2	66.2
当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	1. 海外売上高 (百万円)	2,686	22,204	5,050	29,941
	2. 連結売上高 (百万円)	-	-	-	46,140
	3. 海外売上高の連結売上高 に占める割合 (%)	5.8	48.1	11.0	64.9
前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	1. 海外売上高 (百万円)	5,919	41,106	9,797	56,824
	2. 連結売上高 (百万円)	-	-	-	86,160
	3. 海外売上高の連結売上高 に占める割合 (%)	6.9	47.7	11.4	66.0

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) アジア……………シンガポール、マレーシア、台湾、韓国、中国

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 【企業結合等関係】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社グループは、信濃電気株式会社より、当社装置の基幹部品である電動機の安定供給体制の確保を目的に、全事業を譲り受けました。

当社においては、同社の土地、建物及び構築物を譲り受けると共に、同社の全事業は、当社の100%子会社である株式会社ダイイチコンポーネンツが譲り受けました。

### (1) 不動産等売買の内容

土地（面積：64,406㎡）、建物及び構築物

### (2) 売買金額

2億38百万円

### (3) 売買時期

平成18年11月30日

## 事業譲受の詳細

### (1) 譲受事業の内容

- ① 電動機、発電機、静止形電源装置等の製造並びに販売事業
- ② 電気通信工事、電気機械器具設置工事等の請負事業

### (2) 譲受内容

流動資産、知的財産権、固定資産（土地、建物及び構築物を除く）及び本件事業に関する一切の債権

### (3) 譲受金額

17億11百万円

### (4) 発生した負ののれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

#### ① 負ののれんの金額

4億49百万円

#### ② 発生要因

取得価額の算定について今後の利益計画を加味し算定したため

#### ③ 償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却

### (5) 譲受時期

平成18年11月30日

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 2,259.47円	1株当たり純資産額 2,532.45円	1株当たり純資産額 2,393.27円
1株当たり中間純利益金額 163.97円	1株当たり中間純利益金額 182.51円	1株当たり当期純利益金額 322.32円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 163.45円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 181.98円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 321.22円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	5,559	6,201	10,936
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	-
普通株式に係る 中間(当期)純利益(百万円)	5,559	6,201	10,936
期中平均株式数(千株)	33,904	33,981	33,929
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	-	-	-
普通株式増加数(千株)	108	98	115
(うち新株予約権)	(108)	(98)	(115)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数859個) 普通株式85,900株 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数864個) 普通株式86,400株 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 平成18年6月23日開催の当社第67回定時株主総会及び平成18年10月25日開催の当社取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権の数 228個</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の数 22,800株</p> <p>(3) 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 1,926円</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株当たり7,616円とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使期間 自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日</p> <p>(7) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>1. 平成19年6月22日開催の当社第68回定時株主総会及び平成19年10月25日開催の当社取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権の数 308個</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の数 30,800株</p> <p>(3) 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 1,485円</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株当たり7,327円とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使期間 自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日</p> <p>(7) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>1. 当社は平成19年6月22日開催の定時株主総会において、当社並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの付与を目的とした新株予約権の発行に関する議案を決議いたしました。 この内容の詳細については「第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」の中の(8)「ストックオプション制度の内容」後段に記載しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(8)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>(8)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(9)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予 関する事項 約権の取得につい ては、当社の取締 役会の承認を要す る。</p> <p>(10)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る 価額で新株式の発行（本新株予約権の行 使により新株式を発行する場合を除く） もしくは自己株式の処分をする場合、 又は時価を下回る価額をもって当社普通 株式を取得することができる新株予約権 又は新株予約権が付された証券を発行す る場合は、次の算式により行使価額を調 整し、調整の結果生ずる1円未満の端数 は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{行使価額}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」と は、当社の発行済株式総数から当社の保 有する自己株式の総数を控除した数と し、自己株式の処分を行う場合には「新 規発行株式数」を「処分する株式数」 に、「1株当たり払込金額」を「1株当 たり処分金額」に、「新株式発行前の時 価」を「処分前の時価」に、それぞれ読 み替えるものとする。 また、当社が資本金の減少を行うときそ の他行使価額の調整が必要又は適切など き、当社は必要と認める行使価額の調整 を行うものとする。</p>	<p>(9)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予 関する事項 約権の取得につい ては、当社の取締 役会の承認を要す る。</p> <p>(10)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る 価額で新株式の発行（本新株予約権の行 使により新株式を発行する場合を除く） もしくは自己株式の処分をする場合、 又は時価を下回る価額をもって当社普通 株式を取得することができる新株予約権 又は新株予約権が付された証券を発行す る場合は、次の算式により行使価額を調 整し、調整の結果生ずる1円未満の端数 は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left( \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり}}{\text{株式数} + \frac{\text{払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{行使価額}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」と は、当社の発行済株式総数から当社の保 有する自己株式の総数を控除した数と し、自己株式の処分を行う場合には「新 規発行株式数」を「処分する株式数」 に、「1株当たり払込金額」を「1株当 たり処分金額」に、「新株式発行前の時 価」を「処分前の時価」に、それぞれ読 み替えるものとする。 また、当社が資本金の減少を行うときそ の他行使価額の調整が必要又は適切など き、当社は必要と認める行使価額の調整 を行うものとする。</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2. 平成18年6月23日開催の当社第67回定時株主総会及び平成18年10月25日開催の当社取締役会において、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権の数 673個</p> <p>(2) 新株予約権の目的 67,300株となる株式の数</p> <p>(3) 新株予約権の目的 普通株式となる株式の種類</p> <p>(4) 新株予約権の行使 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株当たり7,616円とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間 自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>2. 平成19年6月22日開催の当社第68回定時株主総会及び平成19年10月25日開催の当社取締役会において、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権の数 742個</p> <p>(2) 新株予約権の目的 74,200株となる株式の数</p> <p>(3) 新株予約権の目的 普通株式となる株式の種類</p> <p>(4) 新株予約権の行使 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株当たり7,327円とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間 自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>2. _____</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(7)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したもとは取り扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>(7)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したもとは取り扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合にはこの限りでない。</p>	<p>-----</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(8)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予 関する事項 約権の取得につい ては、当社の取締 役会の承認を要す る。</p> <p>(9)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る 価額で新株式の発行（本新株予約権の行 使により新株式を発行する場合を除く） もしくは自己株式の処分をする場合、 又は時価を下回る価額をもって当社普通 株式を取得することができる新株予約権 又は新株予約権が付された証券を発行す る場合は、次の算式により行使価額を調 整し、調整の結果生ずる1円未満の端数 は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{行使価額}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」と は、当社の発行済株式総数から当社の保 有する自己株式の総数を控除した数と し、自己株式の処分を行う場合には「新 規発行株式数」を「処分する株式数」 に、「1株当たり払込金額」を「1株当 たり処分金額」に、「新株式発行前の時 価」を「処分前の時価」に、それぞれ読 み替えるものとする。 また、当社が資本金の減少を行うときそ の他行使価額の調整が必要又は適切など き、当社は必要と認める行使価額の調整 を行うものとする。</p>	<p>(8)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予 関する事項 約権の取得につい ては、当社の取締 役会の承認を要す る。</p> <p>(9)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る 価額で新株式の発行（本新株予約権の行 使により新株式を発行する場合を除く） もしくは自己株式の処分をする場合、 又は時価を下回る価額をもって当社普通 株式を取得することができる新株予約権 又は新株予約権が付された証券を発行す る場合は、次の算式により行使価額を調 整し、調整の結果生ずる1円未満の端数 は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left( \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり}}{\text{株式数} + \frac{\text{払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{行使価額}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」と は、当社の発行済株式総数から当社の保 有する自己株式の総数を控除した数と し、自己株式の処分を行う場合には「新 規発行株式数」を「処分する株式数」 に、「1株当たり払込金額」を「1株当 たり処分金額」に、「新株式発行前の時 価」を「処分前の時価」に、それぞれ読 み替えるものとする。 また、当社が資本金の減少を行うときそ の他行使価額の調整が必要又は適切など き、当社は必要と認める行使価額の調整 を行うものとする。</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3. 当社グループは、すでに裁判所より民事再生手続開始の決定を受けております信濃電気株式会社（本社：東京都文京区、代表取締役社長：矢嶋 国男）より、当社装置の基幹部品である電動機の安定供給体制の確保を目的に、全事業を譲り受けることといたしました。</p> <p>当社においては、同社の土地、建物及び構築物を譲り受けると共に、同社の全事業は、当社の100%子会社である株式会社ダイイチコンポーネンツが譲り受けるものです。</p> <p>なお、同社の裁判所による事業譲渡許可を条件として、同社の全事業を譲り受けることで合意し、平成18年11月22日付で、「不動産等売買契約書」及び「事業譲渡契約書」を締結いたしました。</p> <p>また、事業譲渡許可は平成18年11月24日に決定され（効力発生日：平成18年11月30日）、株式会社ダイイチコンポーネンツが同社の事業を継続し、平成18年12月1日より営業開始いたしました。</p> <p>不動産等売買の内容</p> <p>(1) 売買不動産の内容 土地(面積: 64,406㎡)、 建物及び構築物</p> <p>(2) 売買金額 2億38百万円</p> <p>(3) 売買時期 平成18年11月30日</p> <p>事業譲受の詳細</p> <p>(1) 譲受事業の内容</p> <p>①電動機、発電機、静止形電源装置等の製造並びに販売事業</p> <p>②電気通信工事、電気機械器具設置工事等の請負事業</p> <p>(2) 譲受内容 流動資産、知的財産権、 固定資産(土地、建物及び構築物除く) 及び本件事業に関する一切の債権</p> <p>(3) 譲受金額 16億70百万円</p> <p>(4) 譲受事業の直近事業年度の営業成績 (平成18年3月期) 売上高 33億51百万円</p> <p>(5) 譲受時期 平成18年11月30日</p>	<p>3. _____</p>	<p>3. _____</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		18,893		15,422		22,623	
2. 受取手形	※2	1,687		3,326		1,741	
3. 売掛金		18,752		22,906		21,777	
4. 棚卸資産		16,326		14,766		14,624	
5. その他	※4	3,181		4,658		4,548	
貸倒引当金		△2		-		△2	
流動資産合計		58,838	60.9	61,081	56.6	65,312	62.7
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		9,568		10,989		9,276	
(2) 機械装置		3,621		4,255		3,593	
(3) 土地		11,644		12,137		11,772	
(4) 建設仮勘定		465		5,032		4,444	
(5) その他		904		906		870	
有形固定資産合計		26,204		33,321		29,957	
2. 無形固定資産		668		641		668	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		1,276		407		456	
(2) 関係会社株式		4,321		4,191		4,057	
(3) その他		5,390		8,281		3,721	
貸倒引当金		△11		△11		△11	
投資その他の資産合計		10,976		12,868		8,223	
固定資産合計		37,849	39.1	46,831	43.4	38,849	37.3
資産合計		96,687	100.0	107,912	100.0	104,162	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形	※2	4,222		5,002		4,667	
2. 買掛金		7,679		6,934		6,826	
3. 未払金		-		5,778		4,751	
4. 未払法人税等		3,219		3,316		4,241	
5. 賞与引当金		1,895		2,230		1,659	
6. 役員賞与引当金		35		102		95	
7. その他	※2	4,111		1,269		2,440	
流動負債合計		21,163	21.9	24,633	22.8	24,683	23.7
II 固定負債							
1. 長期借入金		-		600		-	
2. 長期未払金		447		439		447	
3. 退職給付引当金		1,467		1,001		1,257	
4. 長期預り保証金		78		78		78	
固定負債合計		1,993	2.0	2,119	2.0	1,783	1.7
負債合計		23,156	23.9	26,752	24.8	26,466	25.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		14,392	14.9	14,510	13.5	14,485	13.9
2. 資本剰余金							
資本準備金		15,474		15,592		15,567	
資本剰余金合計		15,474	16.0	15,592	14.5	15,567	14.9
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		594		594		594	
(2) その他利益剰余金							
買換資産圧縮積立金		41		37		41	
国庫補助金等圧縮積立金		4		4		4	
別途積立金		16,970		16,970		16,970	
繰越利益剰余金		25,853		33,343		29,963	
利益剰余金合計		43,463	45.0	50,949	47.2	47,573	45.7
4. 自己株式		△49	△0.1	△55	△0.1	△53	△0.1
株主資本合計		73,281	75.8	80,997	75.1	77,572	74.4
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		239	0.3	35	0.0	57	0.1
評価・換算差額等合計		239	0.3	35	0.0	57	0.1
III 新株予約権		9	0.0	126	0.1	65	0.1
純資産合計		73,531	76.1	81,159	75.2	77,695	74.6
負債純資産合計		96,687	100.0	107,912	100.0	104,162	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高			33,051 100.0		36,606 100.0		70,832 100.0
II 売上原価			15,766 47.7		18,110 49.5		34,981 49.4
売上総利益			17,284 52.3		18,496 50.5		35,850 50.6
III 販売費及び一般管理費			9,008 27.3		9,930 27.1		19,208 27.1
営業利益			8,275 25.0		8,565 23.4		16,642 23.5
IV 営業外収益	※1		994 3.0		750 2.1		2,425 3.4
V 営業外費用	※2		42 0.1		177 0.5		28 0.0
経常利益			9,227 27.9		9,138 25.0		19,038 26.9
VI 特別利益	※3		0 0.0		22 0.0		280 0.4
VII 特別損失	※4		251 0.8		41 0.1		1,797 2.6
税引前中間(当期)純利益			8,976 27.1		9,119 24.9		17,521 24.7
法人税、住民税及び事業税		3,229		3,514		6,532	
法人税等調整額		113	3,342 10.1	700	4,214 11.5	227	6,759 9.5
中間(当期)純利益			5,633 17.0		4,904 13.4		10,761 15.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				買換資産 圧縮積立金	国庫補助金 等圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	13,412	14,494	594	45	5	16,970	21,479	△39	66,962	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	980	980							1,960	
買換資産圧縮積立金の取崩 (注)				△4			4		-	
国庫補助金等圧縮積立金の 取崩 (注)					△0		0		-	
剰余金の配当 (注)							△1,174		△1,174	
役員賞与 (注)							△90		△90	
中間純利益							5,633		5,633	
自己株式の取得								△10	△10	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	980	980	-	△4	△0	-	4,374	△10	6,319	
平成18年9月30日 残高 (百万円)	14,392	15,474	594	41	4	16,970	25,853	△49	73,281	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	303	-	67,265
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			1,960
買換資産圧縮積立金の取崩 (注)			-
国庫補助金等圧縮積立金の 取崩 (注)			-
剰余金の配当 (注)			△1,174
役員賞与 (注)			△90
中間純利益			5,633
自己株式の取得			△10
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)	△63	9	△54
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△63	9	6,265
平成18年9月30日 残高 (百万円)	239	9	73,531

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				買換資産 圧縮積立金	国庫補助金 等圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,485	15,567	594	41	4	16,970	29,963	△53	77,572
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	25	25							50
買換資産圧縮積立金の取崩				△3			3		-
国庫補助金等圧縮積立金の取崩					△0		0		-
剰余金の配当							△1,528		△1,528
中間純利益							4,904		4,904
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	25	25	-	△3	△0	-	3,380	△1	3,425
平成19年9月30日 残高 (百万円)	14,510	15,592	594	37	4	16,970	33,343	△55	80,997

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	57	65	77,695
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			50
買換資産圧縮積立金の取崩			-
国庫補助金等圧縮積立金の取崩			-
剰余金の配当			△1,528
中間純利益			4,904
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	△22	60	38
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△22	60	3,463
平成19年9月30日 残高 (百万円)	35	126	81,159

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				買換資産 圧縮積立金	国庫補助金 等圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	13,412	14,494	594	45	5	16,970	21,479	△39	66,962
事業年度中の変動額									
新株の発行	1,072	1,072							2,145
買換資産圧縮積立金の取崩 (注)				△4			4		-
国庫補助金等圧縮積立金の 取崩 (注)					△0		0		-
剰余金の配当 (注)							△1,174		△1,174
剰余金の配当							△1,018		△1,018
役員賞与 (注)							△90		△90
当期純利益							10,761		10,761
自己株式の取得								△14	△14
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,072	1,072	-	△4	△0	-	8,484	△14	10,609
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,485	15,567	594	41	4	16,970	29,963	△53	77,572

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	303	-	67,265
事業年度中の変動額			
新株の発行			2,145
買換資産圧縮積立金の取崩 (注)			-
国庫補助金等圧縮積立金の 取崩 (注)			-
剰余金の配当 (注)			△1,174
剰余金の配当			△1,018
役員賞与 (注)			△90
当期純利益			10,761
自己株式の取得			△14
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額 (純額)	△245	65	△179
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△245	65	10,430
平成19年3月31日 残高 (百万円)	57	65	77,695

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) 棚卸資産 商品・原材料 総平均法による原価法 製品・半製品・仕掛品 機械装置 個別法による原価法 研削切断工具 総平均法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左  時価のないもの 同 左</p> <p>(2) デリバティブ 同 左</p> <p>(3) 棚卸資産 商品・原材料 同 左 製品・半製品・仕掛品 同 左  貯蔵品 同 左</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同 左</p> <p>(2) デリバティブ 同 左</p> <p>(3) 棚卸資産 商品・原材料 同 左 製品・半製品・仕掛品 同 左  貯蔵品 同 左</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>												
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">31～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">7～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	31～38年	機械装置	7～10年	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">31～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">7～10年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より取得価額の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	建物	31～38年	機械装置	7～10年	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">31～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">7～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	建物	31～38年	機械装置	7～10年
建物	31～38年													
機械装置	7～10年													
建物	31～38年													
機械装置	7～10年													
建物	31～38年													
機械装置	7～10年													

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 製品保証引当金 製品保証期間中の製品の補修費用の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 製品保証引当金 同 左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 製品保証引当金 同 左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>5. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は73,521百万円です。中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は77,629百万円です。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表) 「未払金」は前中間会計期間まで、流動負債「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。なお、前中間会計期間末の「未払金」の金額は3,028百万円です。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																												
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,861百万円</p> <p>※2. 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。</p> <table data-bbox="151 604 470 683"> <tr> <td>受取手形</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>914百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p>	受取手形	21百万円	支払手形	914百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,008百万円</p> <p>※2. 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。</p> <table data-bbox="577 604 896 750"> <tr> <td>受取手形</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>949百万円</td> </tr> <tr> <td>「その他」の 設備支払手形</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="550 1108 909 1220"> <tr> <td>当座貸越限度額</td> <td>12,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>12,000百万円</td> </tr> </table> <p>貸出コミットメント契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="550 1344 909 1489"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>①各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を平成19年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>②各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p>	受取手形	18百万円	支払手形	949百万円	「その他」の 設備支払手形	6百万円	当座貸越限度額	12,000百万円	借入実行残高	-百万円	差引額	12,000百万円	貸出コミットメントの総額	10,000百万円	借入実行残高	-百万円	差引額	10,000百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,064百万円</p> <p>※2. 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <table data-bbox="1005 604 1332 750"> <tr> <td>受取手形</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>910百万円</td> </tr> <tr> <td>「その他」の 設備支払手形</td> <td>19百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p>	受取手形	37百万円	支払手形	910百万円	「その他」の 設備支払手形	19百万円
受取手形	21百万円																													
支払手形	914百万円																													
受取手形	18百万円																													
支払手形	949百万円																													
「その他」の 設備支払手形	6百万円																													
当座貸越限度額	12,000百万円																													
借入実行残高	-百万円																													
差引額	12,000百万円																													
貸出コミットメントの総額	10,000百万円																													
借入実行残高	-百万円																													
差引額	10,000百万円																													
受取手形	37百万円																													
支払手形	910百万円																													
「その他」の 設備支払手形	19百万円																													

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※4. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、 相殺のうえ、金額的重要性が乏しい ため、流動資産の「その他」に含め て表示しております。	※4. 消費税等の取扱い 同 左	※4. _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 12百万円 受取配当金 907百万円 受取賃貸料 36百万円  ※2. 営業外費用のうち重要なもの 売上割引 7百万円 為替差損 11百万円  ※3. 特別利益のうち重要なもの 固定資産売却益 0百万円  ※4. 特別損失のうち重要なもの 固定資産除売却損 28百万円 役員退職特別功労金 200百万円  5. 減価償却実施額 有形固定資産 1,131百万円 無形固定資産 51百万円	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 59百万円 受取配当金 616百万円 受取賃貸料 28百万円  ※2. 営業外費用のうち重要なもの 売上割引 7百万円 為替差損 152百万円  ※3. 特別利益のうち重要なもの 固定資産売却益 0百万円 投資有価証券売却益 21百万円  ※4. 特別損失のうち重要なもの 固定資産除売却損 13百万円 特別退職慰労金 26百万円  5. 減価償却実施額 有形固定資産 1,205百万円 無形固定資産 72百万円	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 50百万円 受取配当金 2,035百万円 受取賃貸料 59百万円 為替差益 144百万円  ※2. 営業外費用のうち重要なもの 売上割引 14百万円  ※3. 特別利益のうち重要なもの 固定資産売却益 0百万円 投資有価証券売却益 280百万円  ※4. 特別損失のうち重要なもの 固定資産除売却損 318百万円 棚卸資産評価損 402百万円 棚卸資産廃棄損 227百万円 投資有価証券評価損 332百万円 関係会社株式評価損 264百万円 役員退職特別功労金 200百万円  5. 減価償却実施額 有形固定資産 2,377百万円 無形固定資産 115百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式(注)	7	1	-	8
合計	7	1	-	8

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式(注)	9	0	-	9
合計	9	0	-	9

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式(注)	7	2	-	9
合計	7	2	-	9

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">1,299</td> <td style="text-align: center;">389</td> <td style="text-align: center;">909</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の「その他」</td> <td style="text-align: center;">214</td> <td style="text-align: center;">88</td> <td style="text-align: center;">126</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,520</td> <td style="text-align: center;">479</td> <td style="text-align: center;">1,040</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	建物	1,299	389	909	機械装置	6	1	4	有形固定資産の「その他」	214	88	126	合計	1,520	479	1,040	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">1,299</td> <td style="text-align: center;">454</td> <td style="text-align: center;">844</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の「その他」</td> <td style="text-align: center;">286</td> <td style="text-align: center;">135</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,592</td> <td style="text-align: center;">593</td> <td style="text-align: center;">999</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	建物	1,299	454	844	機械装置	6	2	3	有形固定資産の「その他」	286	135	150	合計	1,592	593	999	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">1,299</td> <td style="text-align: center;">422</td> <td style="text-align: center;">877</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の「その他」</td> <td style="text-align: center;">298</td> <td style="text-align: center;">118</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,604</td> <td style="text-align: center;">542</td> <td style="text-align: center;">1,061</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	建物	1,299	422	877	機械装置	6	1	4	有形固定資産の「その他」	298	118	180	合計	1,604	542	1,061
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																											
建物	1,299	389	909																																																											
機械装置	6	1	4																																																											
有形固定資産の「その他」	214	88	126																																																											
合計	1,520	479	1,040																																																											
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																											
建物	1,299	454	844																																																											
機械装置	6	2	3																																																											
有形固定資産の「その他」	286	135	150																																																											
合計	1,592	593	999																																																											
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																											
建物	1,299	422	877																																																											
機械装置	6	1	4																																																											
有形固定資産の「その他」	298	118	180																																																											
合計	1,604	542	1,061																																																											
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">87百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">952百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,040百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>	未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	87百万円	1年超	952百万円	合計	1,040百万円	支払リース料	55百万円	減価償却費相当額	55百万円	<p>同 左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">873百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">999百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>	未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	125百万円	1年超	873百万円	合計	999百万円	支払リース料	62百万円	減価償却費相当額	62百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">936百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,061百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">117百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">117百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>	未経過リース料期末残高相当額		1年内	125百万円	1年超	936百万円	合計	1,061百万円	支払リース料	117百万円	減価償却費相当額	117百万円																								
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	87百万円																																																													
1年超	952百万円																																																													
合計	1,040百万円																																																													
支払リース料	55百万円																																																													
減価償却費相当額	55百万円																																																													
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	125百万円																																																													
1年超	873百万円																																																													
合計	999百万円																																																													
支払リース料	62百万円																																																													
減価償却費相当額	62百万円																																																													
未経過リース料期末残高相当額																																																														
1年内	125百万円																																																													
1年超	936百万円																																																													
合計	1,061百万円																																																													
支払リース料	117百万円																																																													
減価償却費相当額	117百万円																																																													

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 74百万円 1年超 964百万円 合計 1,039百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 74百万円 1年超 890百万円 合計 964百万円 (減損損失について) 同左	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 74百万円 1年超 928百万円 合計 1,003百万円 (減損損失について) 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 2,166.35円	1株当たり純資産額 2,384.49円	1株当たり純資産額 2,285.02円
1株当たり中間純利益金額 166.16円	1株当たり中間純利益金額 144.34円	1株当たり当期純利益金額 317.18円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 165.63円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 143.92円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 316.10円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	5,633	4,904	10,761
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(-)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	5,633	4,904	10,761
期中平均株式数(千株)	33,904	33,981	33,929
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	-	-	-
普通株式増加数(千株)	108	98	115
(うち新株予約権)	(108)	(98)	(115)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成18年6月23日定時株 主総会決議及び平成18年 10月25日取締役会決議に よる新株予約権(新株予 約権の個数 859個) 普通株式 85,900株 なお、概要は「第4提 出会社の状況、1株式等 の状況、(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	平成18年6月23日定時株 主総会決議及び平成18年 10月25日取締役会決議に よる新株予約権(新株予 約権の個数 864個) 普通株式 86,400株 なお、概要は「第4提 出会社の状況、1株式等 の状況、(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。

[次へ](#)

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 平成18年6月23日開催の当社第67回定時株主総会及び平成18年10月25日開催の当社取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1)新株予約権の数 228個</p> <p>(2)新株予約権の目的 22,800株となる株式の数</p> <p>(3)新株予約権の目的 普通株式となる株式の種類</p> <p>(4)新株予約権の発行価額 1,926円</p> <p>(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株当たり7,616円とする。</p> <p>(6)新株予約権の行使期間 自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日</p> <p>(7)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>1. 平成19年6月22日開催の当社第68回定時株主総会及び平成19年10月25日開催の当社取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1)新株予約権の数 308個</p> <p>(2)新株予約権の目的 30,800株となる株式の数</p> <p>(3)新株予約権の目的 普通株式となる株式の種類</p> <p>(4)新株予約権の発行価額 1,485円</p> <p>(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株当たり7,327円とする。</p> <p>(6)新株予約権の行使期間 自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日</p> <p>(7)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>1. 当社は平成19年6月22日開催の定時株主総会において、当社ならびに当社の子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの付与を目的とした新株予約権の発行に関する議案を決議いたしました。 この内容の詳細については「第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」の中の(8)「ストックオプション制度の内容」後段に記載しております。</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(8)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。</p>	<p>(8)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(9)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>(10)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要又は適切などとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。</p>	<p>(9)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>(10)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要又は適切などとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。</p>	<p>-----</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>2. 平成18年6月23日開催の当社第67回定時株主総会及び平成18年10月25日開催の当社取締役会において、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1)新株予約権の数 673個</p> <p>(2)新株予約権の目的 67,300株となる株式の数</p> <p>(3)新株予約権の目的 普通株式となる株式の種類</p> <p>(4)新株予約権の行使 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、次に定める株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1株当たり7,616円とする。</p> <p>(5)新株予約権の行使期間 自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日</p> <p>(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>2. 平成19年6月22日開催の当社第68回定時株主総会及び平成19年10月25日開催の当社取締役会において、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。 その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1)新株予約権の数 742個</p> <p>(2)新株予約権の目的 74,200株となる株式の数</p> <p>(3)新株予約権の目的 普通株式となる株式の種類</p> <p>(4)新株予約権の行使 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1株当たり7,327円とする。</p> <p>(5)新株予約権の行使期間 自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日</p> <p>(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>2. _____</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(7)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>(7)新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。</p> <p>（任期满了により退任又は定年退職した対象者が当社又は当社の子会社に従業員として再雇用された場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わない。</p> <p>また、当社又は当社の子会社以外の会社より当社又は子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社の従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱う。）</p> <p>ただし、任期满了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合にはこの限りでない。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(8)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>(9)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合、 又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \text{払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。 また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要又は適切などとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。</p> <p>3. 当社は、すでに裁判所より民事再生手続開始の決定を受けております信濃電気株式会社（本社：東京都文京区、代表取締役社長：矢嶋 国男）より、当社装置の基幹部品である電動機の安定供給体制の確保を目的に、同社の不動産を買い受けると共に、同社の全事業を譲り受ける当社の100%子会社である株式会社ダイイチコンポーネンツに同不動産を賃貸することといたしました。 当社は、同社の裁判所による事業譲渡許可を条件として不動産を買い受けることで合意し、平成18年11月22日付で不動産等売買契約を締結いたしました。 なお、事業譲渡許可は平成18年11月24日に決定されましたので（効力発生日：平成18年11月30日）、同社の不動産を平成18年11月30日に取得しております。</p> <p>売買の内容 (1) 売買不動産の内容 土地(面積：64,406㎡)、建物及び構築物 (2) 売買金額 2億38百万円 (3) 売買時期 平成18年11月30日</p>	<p>(8)新株予約権の譲渡に 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>(9)摘要 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合、 又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \text{払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。 また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要又は適切などとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。</p> <p>3. _____</p>	<p>_____</p> <p>3. _____</p>

(2) 【その他】

平成19年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額…………… 1,189百万円

(ロ) 1株当たりの金額…………… 35円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………… 平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第68期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月22日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書  
平成19年10月10日関東財務局長に提出  
平成19年6月22日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 臨時報告書（新株予約権証券の発行）  
平成19年10月25日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券届出書（新株予約権証券の発行）及びその添付書類  
平成19年10月25日関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書（新株予約権証券の発行）の訂正届出書  
平成19年11月9日関東財務局長に提出  
平成19年10月25日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の発行）に係る訂正届出書であります。
- (6) 臨時報告書（新株予約権証券の発行）の訂正報告書  
平成19年11月12日関東財務局長に提出  
平成19年10月25日提出の臨時報告書（新株予約権証券の発行）に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第68期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第69期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。